

～ 改正建築基準法におけるシックハウス対策について ～

当社の壁紙は、様々な安全規格の基準に適合しており、F☆☆☆☆ですので安心してご使用いただけます。また、一般社団法人日本壁装協会の自主管理制度に則った販売方法を遵守しています。

・シックハウス対策における建築基準法改正について

建築基準法の一部改正が2003年（平成15年）7月1日より施行され、シックハウス対策の規定が加わりました。これは、シックハウスの原因とされる化学物質類の室内濃度低減のため、建築物に使用する建材や換気設備を規制する法律です。対象は住宅、学校、オフィス、病院等、全ての建築物の居室となります。

・シックハウス対策の技術的基準について

「技術的基準の政令 第393号」が告示され、2003年7月1日施行となりました。

1. 規制対象物質

クロルピリホス及びホルムアルデヒドとする。

2. クロルピリホスに関する建築材料の規制

居室を有する建築物には、クロルピリホスを添加した建材の使用を禁止する。

3. ホルムアルデヒドに関する建築材料及び換気設備の規制

①内装仕上げの制限 ②換気設備設置の義務付け ③天井裏などの制限

・ホルムアルデヒド発散速度性能に基づく、壁紙の種類区分について

ホルムアルデヒド発散速度に応じて4つの種別に区分されますが、「JIS認証」あるいは「大臣認定」を取得したF☆☆☆☆壁紙は「規制対象外」の建築材料として、面積制限を受けることなく、ご使用頂けます。

告示で定める建築材料の性能区分	規制対象外 (第1～第3種よりも上位の性能を備えた建築材料)	ホルムアルデヒド発散建築材料		
		第3種	第2種	第1種
ホルムアルデヒド発散速度 (チャンバー法数値)	5 μ g/m ³ h以下 ← 少ない	5 μ g/m ³ h超～20 μ g/m ³ h以下	20 μ g/m ³ h超～120 μ g/m ³ h以下	120 μ g/m ³ h超 → 多い
ホルムアルデヒド対策マーク(等級区分)	F☆☆☆☆	F☆☆☆	F☆☆	対策マーク表示不可
壁紙の種類	JIS認証 大臣認定	—	—	—
内装仕上の制限	使用制限なし	使用面積が制限される		使用禁止

・一般社団法人 日本壁装協会の自主管理制度について

日本壁装協会では、シックハウス対策壁紙の「品質の表示」と「管理責任の範囲」を明確に取り決めた自主管理規定を構築しています。これは規定に定めた「製品情報ラベル」を表示運用することで「製造メーカーより出荷される商品（正反）」と、「流通過程でカットされて販売される商品」それぞれのホルムアルデヒドの性能担保を行う自主管理制度です。なお、製品情報ラベルは、ホルムアルデヒド発散等級の確認および日本壁装協会・壁紙品質情報管理システムに登録を行った商品のみ表示することができ、「壁紙製品の包装上に貼付け」されるものです。

＜ホルムアルデヒド発散等級は、日本壁装協会「壁紙品質情報検索システム」で確認できます。＞

日本壁装協会が運営する「壁紙品質情報検索システム」では、壁紙の防火性能およびホルムアルデヒド発散等級を検索・確認することができます。

(※詳しくは日本壁装協会ホームページをご覧ください。 <https://www.wacoa.jp/index.php>)

以上